

○北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例

制 定 平成28年2月18日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、委員（議長である委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が必要と認められた場合は、公開することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が、審査会に諮って決める。

(手数料)

第10条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 書面等の写し又は電磁的記録（法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用 別表に定める額

(2) 書面等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付に要する費用 郵送等に要する費用

(罰則)

第11条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分	交付の方法	手数料の額
書面等の写しの交付	複写機による複写（両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。）	白黒 1枚につき 10円 カラー 1枚につき 50円
電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	複写機等による出力（両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。）	白黒 1枚につき 10円 カラー 1枚につき 50円